

暴力団のいない安全で安心な社会を実現しよう

岸和田市暴力団排除条例

平成25年10月1日 岸和田市暴力団排除条例施行
平成27年 9月7日 祭礼等からの暴力団排除条項追加、施行

暴力団の排除

1. 暴力団排除への基本理念
 - 暴力団を恐れない
 - 暴力団にお金を渡さない
 - 暴力団を利用しない
 - 暴力団事務所の存在を許さない
2. 市、市民及び事業者が相互に連携・協力して、社会全体として推進する

- ## 1. 暴力団排除への基本理念

2. 市、市民及び事業者が相互に連携・協力して、社会全体として推進する



大阪府暴力団排除条例

岸和田市暴力団排除条例

The diagram illustrates the roles and interactions between three main entities: **市民及び事業者** (Citizens and Businesses), **岸和田市** (Kawata City), and **警察** (Police).

- 市民及び事業者** (Citizens and Businesses) are at the top, with a green background.
- 岸和田市** (Kawata City) is at the bottom left, with a yellow background.
- 警察** (Police) is at the bottom right, with a purple background.

市民及び事業者 are associated with the following actions:

- ・ 暴力団を利用しない
- ・ 暴力団に資金提供しない
- ・ 事業等からの排除

岸和田市 is associated with the following actions:

- ・ 市の事務事業からの排除
- ・ 公の施設の利用からの排除
- ・ 市の契約からの排除
- ・ 青少年への啓発等

警察 is associated with the following actions:

- ・ 暴力団犯罪の取締り
- ・ 市民及び事業者の保護

Interactions:

- 協力 情報提供** (Cooperation, Information Provision) from City to Citizens/Businesses (Red arrow pointing up).
- 支援** (Support) from Citizens/Businesses to City (Yellow arrow pointing down).
- 連携 情報提供** (Cooperation, Information Provision) from City to Police (Yellow arrow pointing right).
- 支援** (Support) from Police to Citizens/Businesses (Yellow arrow pointing up).
- 相談 情報提供** (Consultation, Information Provision) from Citizens/Businesses to Police (Red arrow pointing down).

岸和田市暴力団排除条例

```
graph TD; A[市民及び事業者] -- "協力  
情報提供" --> B[岸和田市]; A -- "支援" --> B; B -- "連携  
情報提供" --> C[警察]; C -- "支援" --> A; C -- "相談  
情報提供" --> A; B -- "市の事務事業からの排除  
公の施設の利用からの排除  
市の契約からの排除  
青少年への啓発等" --> A; C -- "暴力団犯罪の取締り  
市民及び事業者の保護" --> A
```

The diagram illustrates the roles and interactions under the Kawachi City Gang Exclusion Ordinance. At the top is a green box for **市民及び事業者** (Citizens and Business Operators). Below it are three boxes: **岸和田市** (Kawachi City) on the left, **警察** (Police) on the right, and a central area for **連携情報提供** (Cooperation Information Provision). Arrows indicate the flow of support and information: red arrows point from citizens/businesses to the city and police, while yellow arrows point from the city and police back to citizens/businesses. Text boxes specify the types of support and information provided in each direction.

市民及び事業者

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団に資金提供しない
- ・事業等からの排除

協力 情報提供

支援

連携 情報提供

支援

相談 情報提供

岸和田市

- ・市の事務事業からの排除
- ・公の施設の利用からの排除
- ・市の契約からの排除
- ・青少年への啓発等

警察

- ・暴力団犯罪の取締り
- ・市民及び事業者の保護

市 民 及 び 事 業 者

協力
情報提供

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団に資金提供しない
- ・事業等からの排除

相 談
情報提供

支援

支援

岸和田市

連 携
情報提供

敬 察

- ・市の事務事業からの排除
- ・公の施設の利用からの排除
- ・市の契約からの排除
- ・青少年への啓発等

- ・暴力団犯罪の取締り
- ・市民及び事業者の保護

岸和田市・岸和田警察署・大阪府警察本部

祭礼等からの暴力団排除



暴力団追放



改正の目的

暴力団の排除に関する基本理念にのっとり、祭礼等からの暴力団の排除に対する取組を推進するため、規定の整備を図りました。



改正の概要

祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者は、当該行事により暴力団を利することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。

□ 岸和田市暴力団排除条例に関する問合せ・情報提供先

岸和田市市民生活部自治振興課 TEL 072-423-9436

□ 暴力団に関する相談・情報提供先

岸和田警察署 TEL 072-439-1234

大阪府警察本部刑事部捜査第四課 TEL 06-6943-1234

大阪府暴力追放推進センター堺相談室 TEL 072-221-8930